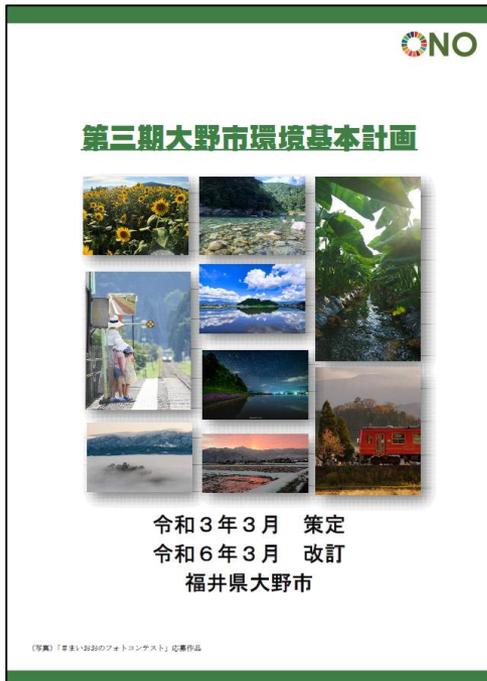


- 市環境基本計画は、市環境基本条例の基本理念を実現するため、良好な環境を保全するとともに、より良い環境の創造を目指して平成12年に策定したもの。

→詳細は以前配布した計画冊子を参照願います。

- 第三期計画**の計画期間は、**令和3年度～令和12年度（10年間）**



### 基本目標 2 脱炭素型社会への移行

- 令和12年(2030年)に向けた目標
  - ① 温室効果ガス削減成果の見える化や削減対策を学ぶしおり取り組みなど、地球温暖化防止の啓発を推進し、脱炭素型のライフスタイルや事業活動の定着を目指します。
  - ② 木質バイオマスや水力など、地域資源を活用しつつ、周囲の自然や環境との調和のとれた再生可能エネルギーへの利用を推進します。
  - ③ 既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を予測し備える「適応策<sup>2)</sup>」を推進します。
  - ④ 市域の約87%を森林が占める強みを生かし、森林吸収源対策を推進します。

### 施策の基本方針 地球環境の保全

#### 現状と課題

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書(平成26年(2014年))によると、20世紀半ば以降に観測された温暖化は、人間の活動による可能性が極めて高いことが明らかになってきた。長期にわたり想定<sup>3)</sup>年(2015年)に基づき、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑えることが世界の長期目標とされています。

そこで、国は、令和2年(2020年)10月に、令和32年(2050年)までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言するなど、脱炭素化の取り組みを大きく加速させています。令和12年度(令和2030年)までに平成25年度(2013年度)と比べて温室効果ガスを削減する割合の目標値を、国は地球温暖化対策計画(令和3年(2021年))において46%に、県では福井県環境基本計画(令和5年(2023年))において49%に設定し、中長期的な視点に立った地球温暖化対策が求められています。

大野市における二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量は、平成25年(2013年)以降年々減少していますが、排出量から森林吸収量を差し引いた実質排出量は、令和2年(2020年)時点で71千t<sup>4)</sup>であり、広

出典 IPCC「第5次評価報告書」  
気候変動に関する政府間パネル(www.ipcc.ch)ウェブサイト  
(http://www.jcccr.or.jp)より

### 重点施策③ 気候変動適応策の推進

#### 市の取り組み

(1) 自然環境に与える影響の把握

- ① 国や県、専門機関を通じ、気候変動に関する自然環境などへの影響について科学的な知見に基づく情報を収集するとともに、市民や事業所に対し、適応策の必要性を啓発します。
- ② 気候変動が水循環に与える影響について、大学などの研究機関の協力の下、必要に応じ調査研究を行うとともに、健全な水循環の維持に必要な適応策の検討を行います。
- ③ 県や関係団体と連携し、災害などの影響を軽減するための農法や高耐熱性品種に関する情報提供を行うなどし、農業分野における適応策を推進します。
- ④ 熱中症予防に関する市民への情報提供を行うとともに、熱中症への対応方法などの周知を行います。

(2) 自然災害対策の推進

- ① 国や県、流域市町などあらゆる関係者が協働して、「流域治水」に取り組みます。
- ② 大規模災害発生時の災害後援物資を迅速に処理するため、災害後援物資処理計画<sup>5)</sup>の策定や県や近隣自治体との広域連携体制の強化などに取り組みます。

#### その他の施策・主体別行動指針

##### その他の施策

(1) 市の取り組み

- ① 融雪用やノンフロン塗料等の地球環境への悪影響の普及啓発
- ② ノンフロン塗料品の利用促進
- ③ フロン製品の回収と適正処理の普及啓発

##### 主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ① 節電心がけが基本。
- ② 省エネ性能の高い家電などに買い換えます。
- ③ 宅配は、日時を指定するなど、再配達とならないように受け取ります。
- ④ 自家用車の利用を控えて、自転車や公共交通機関を積極的に利用します。
- ⑤ 気候変動が及ぼす影響について、積極的に情報収集します。

(2) 事業者の取り組み

- ① 節電心がけが基本。

<sup>5)</sup> 災害発生後援物資計画：大規模な地震や風水害などの発生時に、物資被害によるがれや倒壊等真どの片付けごみを主とした大量の災害後援物資を迅速に処理するための計画。

## 第三期環境基本計画（抜粋）

- 毎年度ごとの点検・評価結果や社会状況の変化などに適切に対応するため、令和7年度（2025年度）に中間評価を行います。
- 中間評価にあたっては、同時期に策定が見込まれる本市の最上位計画である第六次大野市総合計画後期基本計画との整合性を図りつつ、市民や審議会などの意見を聴きながら、重点施策と数値目標またはその目標値について検討を行い、必要に応じ、本計画の見直しを行います。

⇒**令和7年度に計画の見直しを行うことが必要**

## 【役割】

- 環境保全対策に関する基本的事項を調査審議する。  
(環境保全条例第35条)
- 環境上の基準を定める（変更、廃止する）場合に意見をする。  
(環境保全条例第6条)
- 市環境基本計画に基づく施策に対し、意見・提言をする。  
(市環境基本計画)

↑ **令和7年度に特にお願いしたい部分**

## 【任期】

2年間

※ 現行委員の任期は、令和6年5月1日～令和8年4月30日  
(委員を交代する場合は残任期間)

# 中間見直しに向けたスケジュール（案）

審議会等	時期	内容	参考
審議会委員への 書面による意見徴集	3月中旬～3月下旬	<ul style="list-style-type: none"><li>計画見直しの基本的な考え方の提示</li><li>アンケート（案）の確認</li></ul>	
アンケート	市民・事業者向け 4月11日～4月30日 小中学生向け 5月9日～5月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>アンケート発送・回収</li></ul>	市民向け900通 事業者向け100通 小中学生向け421通
審議会①	7月2日（水）	<ul style="list-style-type: none"><li>アンケート結果の報告</li><li>R3～R6施策の取組状況及び成果に対する評価（中間評価）</li><li>計画（方向性）の提示</li></ul>	 <b>今回</b>
審議会②	<del>10月頃</del> 9月中旬	<ul style="list-style-type: none"><li>計画（素案）の提示</li></ul>	
審議会③	12月頃	<ul style="list-style-type: none"><li>計画（最終案）の提示</li></ul>	→議会説明・庁内の最終確認
見直し完了	令和8年2月頃		